

電話番号・電話転送サービスに関する連絡会（第6回） 議事要旨

- 1 日時 令和4年4月22日（金）10時00分～11時45分
- 2 場所 Web会議
- 3 参加者 （一社）日本ユニファイド通信事業者協会、（一社）電気通信事業者協会、東日本電信電話（株）、西日本電信電話（株）、（株）NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株）、KDDI（株）、ソフトバンク（株）、楽天モバイル（株）、楽天コミュニケーションズ（株）、総務省
- 4 オブザーバー 警察庁

（1）電話番号・電話転送サービスの提供ルールに関する方向性（総務省）

KDDI：卸提供であることを特定しない契約において、利用者が電気通信事業者として電気通信番号の提供を受ける場合について、どのような方向性を考えているのか、もう少し詳しく説明して欲しい。

番企室：利用者が事業用途で利用するものについては、事業者間での卸契約とすることが望ましいと考える一方で、現時点ではそれを義務化するのは過剰だと考える。しかし、番号指定を受ける事業者には番号を管理する責務があるため、その番号の提供先の事業者には電気通信番号使用計画を作成した上で、提供元事業者の番号の使用に協力していただく必要がある。提供先事業者が自ら名乗り出ること、卸契約に変更することも容易になると考える。

番企室：本日の資料の検討の方向性について、各社のご意見を頂戴したい。ご意見を踏まえて、電気通信番号計画の変更について具体化を図りたいと考えている。

（2）意見交換

NTTコム：今回の会合で参加者への意見照会が行われたが、会社の正式な意見として提出するには時間がかかるので、配慮して欲しい。次回の会合ではどのようなものが提示されるのか。

番企室：電気通信番号計画の変更にあたっては、情報通信行政・郵政行政審議会への諮問やパブコメが必要となるが、その段階で具体的な条文に基づき考え方を説明したいと思う。

KDDI：この連絡会では、電気通信番号に関わる問題を認識でき、進めていくべき方向性も確認できたことはよかった。事業者としてきっちり取り組んでいくが、制度改正にあたっては、意見のすり合わせをしっかりと行いたい。

TCA：進め方については不満がある。今回の会合で検討の方向性を示して終わりでは、各社

として対応できるかどうか踏み込んで検討できない。番号制度についてある程度具体的な変更点を示した上で進めて欲しい。また、連絡会に参加してない事業者にとっては内容を理解する時間が必要。必要に応じて総務省から説明いただきたい。

内容については、総論としては、このような方向性はよいと思う。しかし、具体的な不適正利用に対しての規制の内容まで示した上で意見を求めるべきではないか。契約において利用者である事業者に具体的に何を求めるのかがあいまいである。

どのような不正があった際に取り消しできるのかということがポイントかと思うが、具体的な条件がないと対処できないのではないかと思う。各社の法務と営業での確認が必要だろうが、このままだと各社も検討できないのではないか。

番企室：不適正利用について不明確であるとのこと意見をいただいたが、今回の会合で提示しているのは、提供に際してのルールであり、適正に電気通信番号使用計画の認定を受けているかどうか確認した上で卸契約を結んでもらいたいと考えている。

各社からは、例えば、特殊詐欺への悪用については、事業者としては通信の内容までは分からないため、警察から要請を受けないと停止できないとのこと意見があった。また、電気通信番号の使用に関する条件への適合性についても、適正には判断できないとのことであった。この連絡会においては、これらのご意見を度々いただいているところであり、総務省としてもよく理解している。

そのため、まずは、提供に当たっての適格性の判断が容易である電気通信番号使用計画の認定の有無を確認するというルールを設けることとしたい。そうすることで、番号の提供を受ける事業者も番号制度をより遵守しようという意識になると思うので、そういう方向に誘導したい。

総務省が認定を取り消した事業者については公表予定であり、卸契約の相手方としての適格性がなくなった場合には、それが公知になるので、そのような事業者が閉め出されるような仕組みが必要であると考えている。

特殊詐欺に利用されたかどうかを確認するなどといった、提供元の事業者ができないことを電気通信番号の使用に関する条件とすることは想定していない。特殊詐欺に利用された電話番号の利用停止については、消費者行政第2課とTCAが中心となって運用している枠組みがあるので、それを継続することが適当であると考えている。

なお、TCAの会員事業者への説明等は総務省としてきっちり対応させていただく。

TCA：法令で求められていることを約款に書くことも可能であるとするのはよいが、契約解除等については、運用の仕方に幅があると思うので、約款に法令違反があれば契約解除できると書けばよいというのは早計。認定の有無というのはシンプルだが、具体的な条件がないと各社が対応できるか不明。

番企室：申し上げたとおり、電気通信番号の使用に関する条件を提供先が守っているかどうかは提供元では判断できないと指摘いただいている。しかし、そういった条件が守られることは提供元事業者の番号管理にも資することであり、契約上は求めていただくことが

必要と考えている。一方、提供元事業者独自の判断により、違反者へのサービス提供を停止するというルールを考えている訳ではない。

サービス提供の条件として書いていただくことで、提供先に番号制度を守っていくマインドが生まれる。実際に電気通信番号の使用に関する条件が守られているかどうかは、総務省が確認すべきと考えており、それを守らない事業者に対しては適合命令や認定の取消しといった手段がある。

JUSA：まとめていただいた方向性で問題ないと思う。確認等については、プロセスは守れるが結果は保証できないことに配慮して欲しい。

不適正な事業者やサービスに関する情報の受付窓口は設けるので、総務省と調整していきたい。

番号割当てに関するフランスの例があるが、回線設置者以外の事業者への直接割当ては、ほかの国でも実施されている。今すぐという話ではなく、設備の在り方、実現方法等、諸外国の状況もみながら議論すればよいと思う。

第5回で言ったが、不適正利用だけをピンポイントで止める手はなく、総合的な対策が必要。ユニファイド系の事業者は、法令を遵守する意識付け、インセンティブに課題がある。議論を進めていきたい。

番企室：認定状況の確認プロセスとしては、総務省HPを参照したり、宣誓書を提出してもらったりすることが考えられ、どのようなプロセスをとったかを情報として残しておくことは、提供側が履行したことを主張するためには必要なのではないか。結果を保障できないというのは、相手側が故意に虚偽申告をする可能性を指摘していると思うが、意図的にだまされているのでなければ、だまされた方を罰するというのはあり得ないと思う。ルールを守らない人を退場させるためのルールとしていくべきと考えている。

番号割当ては、国によって制度がまちまち。日本ではマイグレもあるので、今後の検討課題だと考えているが、よいものは取り入れたい。

以上